

平成24年4月27日

第2380号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 基本測量終了の通知（239、240・建設政策課）……………1
- 証紙売りさばきの廃止の届出（241・会計課）……………1
- 建設業の許可の取り消し（242・秋田地域振興局総務企画部）……………2
- 建築基準法による道路位置の指定（243・由利地域振興局建設部）……………2
- 道路区域の変更及び供用開始（244・雄勝地域振興局建設部）……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（情報企画課）……………3
- 肥料の登録（水田総合利用課）……………4
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……………6
- 県営土地改良事業工事の完了（仙北地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………6

選挙管理委員会告示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体（45）……………6

公安委員会告示

- 交通誘導警備業務に係る検定の実施（38・生活安全企画課）……………7

監査委員公告

- 財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置の公表 2件……………9

告 示

秋田県告示第239号

平成23年秋田県告示第344号の基本測量について、平成24年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第240号

平成23年秋田県告示第458号の基本測量について、平成24年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第241号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐竹敬久

売りさばきを廃止した事務所の所在地及び名称

潟上市昭和大久保字町後31番地 有限会社菅市商店

秋田県告示第242号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年4月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
石次建築
南秋田郡五城目町小池字岡本下台51番地1
石 井 かち子
秋田県知事許可（般-22）第5470号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年4月16日付で建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第243号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市川口字堂ノ腰111番地1 有限会社飛鳥ハウジング 代表取締役 工藤 吉美	由利本荘市川口字川原117番2の内、118番2の内、119番2の内	35.00メートル	6.00メートル 4.00メートル	平成24年4月19日

秋田県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
国 道	旧	342号	A 雄勝郡東成瀬村椿川字黒ビ10番1地先から字松山台131番1地先まで	10.00～28.60	0.840
			B 雄勝郡東成瀬村椿川字松山台131番1地先から字仁郷北ヶ沢9番地先まで	7.00～47.00	2.660
			C 雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷北ヶ沢9番地先内	10.00～32.10	0.120
			A 雄勝郡東成瀬村椿川字黒ビ10番1地先から字松山台131番1地先まで	10.00～28.60	0.840
		B 雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷北ヶ沢9番地先内	10.00～32.10	0.120	

	新	342号	C	雄勝郡東成瀬村椿川字黒ビ9番1地先から字仁郷山国有林1011林班へ9小班地先まで	9.70~100.00	3.180
			D	雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山国有林1011林班へ9小班地先から字仁郷北ヶ沢9番地先まで	10.00~67.10	0.960

(この表において「A」、「B」、「C」及び「D」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。)

2 供用開始の期日 平成24年4月27日 午後1時

3 道路の区域及び供用開始の表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年4月27日から同年5月10日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除く。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成24年4月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 秋田水生生物保全協会

3 代表者の氏名

杉山秀樹

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市新藤田字高梨台34番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県を中心に東北6県において各地域の民間団体や行政をはじめ広く関係者と協力し水生生物の保全に関わる事業を行うとともに、地域全体の自然環境の復元に寄与するものである。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐竹敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

外部記憶媒体等暗号化ソフトウェア 端末6,000台分

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成24年7月6日まで

(4) 納入場所

別途、仕様書で指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札の公告期間において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。

(3) 納入しようとするソフトウェアの仕様に係る審査書類を平成24年6月1日(金)午後5時までに提出し、審査を経ていること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8752 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県企画振興部情報企画課

電話番号018-860-4273

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年4月27日（金）から同年6月1日（金）までの期間、上記(1)の場所において午前9時から午後5時までの間に随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年6月8日（金）午前10時
秋田県庁第二庁舎5階情報化研修室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は2回までとし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとするものは、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Name and quantity of purchased products : Encryption software : 6000 terminals

2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 8 June, 2012

3 Contact point for the notice : Information Planning Division, Department of Planning and Promotion, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture
010-8572, Japan
Tel : 018-860-4273 (Japanese only)

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
秋田県第216号	副産石灰肥料	くみあい太平副産石灰肥料	アルカリ分42.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	太平物産株式会社 秋田市卸町三丁目3番1号	平成30年4月18日

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条

の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	鹿角市花輪字明堂長根36番1	宅地	1,295.00	11,800,000
2	鹿角市十和田大湯字大足62番1	宅地	1,076.27	3,320,000
3	横手市大屋新町字中野117番53	宅地	318.06	4,580,000
4	横手市雄物川町造山字十足馬場209番2	宅地	343.98	2,270,000
5	湯沢市柳田字ハツ口99番4	宅地	238.03	2,033,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～2	鹿角地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話 0186-22-0456) 〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1	平成24年4月27日(金)から同年5月29日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
3～4	平鹿地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話 0182-32-1294) 〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	平成24年4月27日(金)から同年5月30日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
5	雄勝地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話 0183-73-8197) 〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	平成24年4月27日(金)から同年5月31日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	鹿角地域振興局庁舎第2会議室	平成24年5月30日(水)午後1時
2	鹿角地域振興局庁舎第2会議室	平成24年5月30日(水)午後1時30分
3	平鹿地域振興局庁舎第2会議室	平成24年5月31日(木)午前10時30分
4	平鹿地域振興局庁舎第2会議室	平成24年5月31日(木)午前11時
5	雄勝地域振興局庁舎第1会議室	平成24年6月1日(金)午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。)

5 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、比内町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代北部土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月20日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、由利本荘市矢島町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

大仙市大曲字下高畑26番地2

高 橋 周 作

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県営土地改良事業（国見地区農地集積加速化基盤整備事業）
完了年月日 平成24年3月29日
- 2 県営土地改良事業（松倉地区かんがい排水事業）
完了年月日 平成24年2月24日
- 3 県営土地改良事業（中淀川地区特定農業用管水路等特別対策事業）
完了年月日 平成23年9月30日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月28日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第45号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成24年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成24年4月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 資金管理団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
伊藤ひろふみ後援会	伊 藤 裕 文	工 藤 泰 彦	横手市旭川三丁目2-14

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
飯塚誠悦後援会	中 田 雅 俊	飯 坂 拓 男	能代市南元町4-44
木村功後援会	木 村 司	本 田 敦 士	鹿角郡小坂町小坂字大宮前1-2
菅原一成後援会	斉 藤 眸	天 野 松 男	男鹿市船川港船川字新浜町1-14
つちの会	河 道 幸 治	河 道 幸 治	秋田市保戸野原の町8-28
船橋金弘後援会	鈴 木 孫 城	船 橋 トシ子	男鹿市福川字起上ケ105
宮崎信一後援会	佐 藤 憲 一	佐 藤 二 郎	にかほ市平沢字前谷地52
山田ひろやす後援会	山 田 昌 蔵	山 田 いち子	北秋田市阿仁根子字根子又69

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第38号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

平成24年4月27日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに実施日時及び場所

(1) 学科試験

種 別 及 び 級	実 施 日 時	実 施 場 所
交通誘導警備業務1級	平成24年8月8日(水) 午前9時30分から午前11時まで	潟上市飯田川下虻川字井戸沢41番地 八郎潟ハイツ

(2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

種 別 及 び 級	実 施 日 時	実 施 場 所
交通誘導警備業務1級	平成24年8月29日(水) 午前9時30分から午後4時まで	潟上市飯田川下虻川字井戸沢41番地 八郎潟ハイツ

2 定員

10人（先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。）

3 受検資格

秋田県内に住所を有する者又は秋田県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

- (1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 秋田県公安委員会が上記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 受検申請手続

(1) 申請受付期間

平成24年6月11日（月）から同月15日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する秋田県内の警察署

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

ウ 秋田県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等)又はその者が秋田県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面(営業所所属証明書)のいずれか1通

エ 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員にあつては、当該営業所に所属していることを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

オ 3の(1)に該当する者にあつては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書) 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 3の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

キ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通

(4) その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。

5 手数料

14,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署で受検申請受理後に交付する。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験に合格しなかった者については、平成24年8月29日(水)の実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 検定当日の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。

(2) 検定受検時の携行品及び服装

ア 学科試験

受検票、筆記用具及び試験を受けやすい服装とすること。

イ 実技試験

(ア) 受検票、警笛、室内用の靴及び屋外用の靴を持参すること(雨天時は雨合羽を持参すること。)

(イ) 服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽(ヘルメット可)とし、その他の者は、運動帽と作業服等活動しやすい服装とすること(ジャージ、Tシャツは不可)。

(3) 検定についての不明な点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(電話018-863-1111)に問い合わせること。

監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成24年4月27日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭
 財—————29
 平成24年4月17日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県知事 佐 竹 敬 久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成24年3月23日付け監委-790で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	財団法人秋田県総合公社	所管課名	総務課				
監査年月日	平成24年1月30日						
<p>(指摘事項)</p> <p>退職給付引当資産の運用に当たり、規程に反して元本が保証されていない債券を取得した結果、償還日に償還金額が元本を下回り、損害を生じているにもかかわらず、この損害額が賠償されていないので、損害回復の措置を講ずるとともに、今後は財務規程を遵守すること。</p> <p>(参考)</p> <p>財団法人秋田県総合公社財務規程第64条第2項（改正前） 「理事長は、有価証券の取得に当たっては、元本が保証される以外の有価証券を取得してはならない。」 同財務規程第69条第2項 「社員は、第64条の規定に違反して公社の資産を運用し、又は支出して公社に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。」</p>							
<p>(所管課措置事項)</p> <p>退職給付引当資産の運用に係る損害については、平成24年2月28日に損害回復措置を講じた旨同年4月2日に報告を受け、同月5日に当該法人事務所においてその事実を確認するとともに、今後は財務規程を遵守し確実かつ有利な方法により資産運用を行うよう要請した。</p>							
監査箇所名	公立大学法人国際教養大学	所管課名	学術振興課				
監査年月日	平成24年1月30日						
<p>(指摘事項)</p> <p>サマープログラム参加費等に係る未収金の回収に一層努めること。 未収金額（監査日現在）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>133,950</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	金 額 (円)	授業料	133,950
項 目	金 額 (円)						
授業料	133,950						

サマープログラム参加費	217,285
家賃	26,000
図書貸出延滞金	2,410
計	379,645

(所管課措置事項)

未収金の回収について、訪問による督促、海外にいる未納者への督促など、回収に努めるよう指導した。

監査箇所名	公立大学法人秋田県立大学	所管課名	学術振興課
監査年月日	平成24年1月31日		

(指摘事項)

- 1 授業料に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
授業料	133,950

- 2 秋田キャンパスで購入した切手類について、印紙受払簿に記載されていないものがあるので、今後は適切に処理すること。
- 3 自動ドア改修工事請負契約において、工事が仕様書と異なるとして完成検査不合格とされたものについては、契約事務自体にも不備があったことから、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)

- 1 未収金の回収について、訪問による督促など、一層回収に努めるよう指導した。
- 2 購入した切手類については、漏れなく印紙受払簿に記載し、今後は適切な事務処理を行うよう指導した。
- 3 今後は、施工管理体制の不備の早期把握・処理に努めるなど、契約事務において不備が生じないように適切な事務処理を行うよう指導した。

監査箇所名	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	所管課名	福祉政策課
監査年月日	平成24年2月3日		

(指摘事項)

浄化槽維持管理業務委託契約において、競争入札に付すべき金額であるにもかかわらず、随意契約しているので、今後は会計規則を遵守すること。

(所管課措置事項)

今後は、秋田県社会福祉事業団会計規則を遵守した適正な手続きによる契約の締結に努めるよう指導しました。

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立療育機構	所管課名	障害福祉課
監査年月日	平成24年2月2日		

(指摘事項)

日用品費等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
入院	154,740
外来	23,560
その他医業	5,250
利用者負担金	29,133
日用品費	439,216
その他	26,482
計	678,381

(所管課措置事項)

未収金の回収状況

単位：円

項 目	未収金額	回収金額	平成24年3月23日における残高
入院	154,740		154,740
外来	23,560	1,200	22,360
その他医業	5,250		5,250
利用者負担金	29,133		29,133
日用品費	439,216		439,216
その他	26,482	7,826	18,656
計	678,381	9,026	669,355

※未収金は、主に生活困窮のため支払が滞ることにより発生するものである。

未納の発生防止や適切な債権管理のための体制づくりに取り組むこと、未納者への訪問・電話等による支払勧奨や分納による支払手続により引き続き未収金の回収に努めること、消滅時効に係る未納者については支払督促等の法的手続を執ること等を療育機構に指示し、同機構において当該措置がなされております。

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立病院機構	所管課名	医務薬事課
監査年月日	平成24年1月31日		

(指摘事項)

1 入院等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
入院	18,530,332
外来	476,229
その他医業	114,716
医業外	1,450
計	19,122,727

2 脳血管研究センターの寝具等洗濯業務委託契約において、平成22年4月1日から8月31日までの間は、見積書を徴し契約書を作成するなどの契約事務を行わずに、前年度の契約業者に発注して支払いしているの
で、今後は適正に契約事務を行うこと。

3 リハビリテーション・精神医療センター単身寮の建物貸付契約において、貸付料の算定に誤りがあるの
で、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。

4 リハビリテーション・精神医療センターの自動ドア保守管理業務委託契約において、1者から見積書を徴
して随意契約しているが、単独随意契約できる合理的理由に該当するとは認められないので、今後は競争性
を確保し適切に処理すること。

(所管課措置事項)

1 未収金の回収状況

項 目	金額 (円)	回収額 (円)	3月23日現在残高 (円)
入院	18,530,332	265,368	18,264,964
外来	476,229	19,570	456,659
その他医業	114,716	332	114,384
医業外	1,450	0	1,450
計	19,122,727	285,270	18,837,457

※未収金は生活困窮のために支払いが滞ることにより発生するのが大半である。

未収金対策として、分割納付や連帯保証人への請求など、未払者の状況に応じた回収を行うほか、支払督促などの法的措置を実施し、消滅時効の完成防止を図る等、一層の回収強化に努めることを病院機構に指示し、病院機構において当該措置がなされております。

2 契約事務については、契約事務が集中する3月に、事務手続きの進捗状況を確認するほか、年度当初1回
目の支払時の起案に契約書を添付する等、チェック体制を一層強化し、適正な事務処理を行うことを病院機
構に指示し、病院機構において当該措置がなされております。

3 リハビリテーション・精神医療センター単身寮の建物貸付契約における、貸付料の算定の誤りについて
は、誤りによって生じた過納額を貸付先に還付するほか、今後の固定資産貸付に係る事務において、貸付料
算定に使用する固定資産台帳等データ整理や、貸付料算定事務を複数人で行うなど、チェック体制を強化
し、適切な処理を行うことを病院機構に指示し、病院機構において当該措置がなされております。

4 リハビリテーション・精神医療センターの自動ドア保守管理業務委託契約については、今後は競争入札に
より、競争性を確保し、適切な処理を行うことを病院機構に指示し、病院機構において当該措置がなされて

おります。

監査箇所名	社団法人秋田県農業公社	所管課名	農林政策課
監査年月日	平成24年1月31日		

(指摘事項)

家畜導入事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額（円）
売買・賃貸借事業	38,657,244
農作業受委託事業	2,612,000
就農支援資金貸付金	2,026,000
家畜導入事業	107,776,814
新規参入円滑化等対策事業	312,400
死亡牛緊急検査処理円滑化 推進事業	152,250
計	151,536,708

(所管課措置事項)

1 未収金の回収について

未収金の回収は、公社の財政基盤の健全化をはかる上で極めて重要な課題であることから、引き続き債務者と個別協議を行い、支払い能力に合った納入を促進するよう指導する。また、法的措置による回収を進めるほか、未収農家の経済実態を再確認のうえ、償却措置も含めた未収金の解消に努めるよう指導する。

なお、貸倒引当金の計上にあたっては、回収不能見込額の個別評価をより適正に実施させ、貸倒による損失に備えるものとする。

2 未収金額

項 目	監査日現在の金額（円）	平成24年3月20日現在の金額（円）
売買・賃貸借事業	38,657,244	38,617,244
農作業受委託事業	2,612,000	2,532,000
就農支援資金貸付金	2,026,000	1,946,000
家畜導入事業	107,776,814	107,606,814
新規参入円滑化等対策事業	312,400	312,400
死亡牛緊急検査処理円滑化 推進事業	152,250	0
計	151,536,708	151,014,458

監査箇所名	財団法人あきた企業活性化センター		所管課名	地域産業振興課	
監査年月日	平成24年2月2日				
(指摘事項)					
機械類貸与事業等に係る未収金の回収に一層努めること。					
未収金額 (監査日現在)					
	項 目	金 額 (円)			
	設備貸与事業	39,802,190			
	機械類貸与事業	178,309,806			
	設備資金貸付事業	71,810,698			
	ビジネスインキュベーション 総合支援事業	7,000			
	計	289,929,694			
(所管課措置事項)					
<p>ご指摘のありました未収金の回収については、(財)あきた企業活性化センター(平成24年4月1日付けで公益財団法人に移行)に債権管理の実務に精通した非常勤職員及びプロパー職員を配置しており、これら職員が未収金回収状況を踏まえて毎月初めに作成した訪問計画に従い、定期的な企業訪問による経営状況確認と債務者等の資産状況の確認に努めるよう指導しているほか、支払延期を求める企業等についても、同センター職員が経営状況を把握した上で立案に協力した返済計画に従って償還を進めるよう、指導しております。</p> <p>この結果、未収企業26社より定期的な入金があり、うち2社については平成23年度に償還が終了しました。</p> <p>また、償還が滞っている企業9社を訪問・交渉した結果、新たに4社が償還を再開し、うち1社については平成23年度に償還が終了しました。</p> <p>以上の回収活動等により、平成24年3月末現在の未収金は287,997,925円となり、前年度残高から29,864,595円減少しております。</p> <p>今後とも未収金の債権管理を強化するとともに、未収企業が倒産・破産した場合についても債務者及び連帯保証人との折衝を進め、必要に応じて法的な手続きによる回収を進めるなど、それぞれの状況に即した対策を講ずるよう、引き続き指導してまいります。</p>					
未収金額 (平成24年3月末現在) (単位:円)					
	項 目	22年度末	監査日現在 a	24年3月末 b	回収状況 a - b
	設備貸与事業	43,139,345	39,802,190	39,589,190	213,000
	機械類貸与事業	195,041,477	178,309,806	177,163,658	1,146,148
	設備資金貸付事業	79,648,698	71,810,698	71,238,077	572,621
	ビジネスインキュベーション 総合支援事業	33,000	7,000	7,000	0
	計	317,862,520	289,929,694	287,997,925	1,931,769

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会委員長

に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成24年4月27日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭
 教 総 ――― 3532
 平成24年3月29日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成24年3月23日付け監委-790で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	学校法人聖霊学園	所管課名	教育庁総務課
監査年月日	平成24年1月31日		
(指摘事項) 校舎清掃・ワックス掛業務委託契約において、契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書を作成していないので、今後は調達規程を遵守すること。			
(所管課措置事項) 学校法人聖霊学園に対し、聖霊学園調達規程を遵守し、今後は適正な契約事務を執行するよう指導した。			

正 誤

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成24年4月10日（第2375号）掲載の秋田県告示第203号（生活保護法による介護機関の指定）
 （原稿誤り）

3ページ表中、上段より4つ目の事業所名称について、

<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">名 称</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特別養護老人ホーム健 寿苑</td></tr> </table>	名 称	特別養護老人ホーム健 寿苑	は	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td style="text-align: center;">名 称</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">健寿苑短期入所生活介 護事業所</td></tr> </table>	名 称	健寿苑短期入所生活介 護事業所	の誤り
名 称							
特別養護老人ホーム健 寿苑							
名 称							
健寿苑短期入所生活介 護事業所							

平成24年4月20日（第2378号）掲載の秋田県公告（土地改良区の定款変更の認可）
 （原稿誤り）

8		1		平成23年4月20日		平成24年4月20日
---	--	---	--	------------	--	------------

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号
 電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）